

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役社長 堀井 正孝

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

令和3年3月31日現在	資本金	150百万円
	発行する株式の総数	6,000株
	発行済株式の総数	6,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減 : 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

② 投資運用の意思決定機構

・ 市場環境分析・企業分析

運用マネジャーは、市場環境、業種、個別企業等の調査・分析を行います。

・ 投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される運用会議において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

・ 運用基本方針の決定

運用会議の策定内容を踏まえ、運用部長のもとで開催される投資戦略会議において、運用基本方針が決定されます。

③ポートフォリオの構築

- ・運用計画書策定

投資戦略会議で決定された基本方針に基づき、運用マネジャーは各ファンドの運用ガイドラインに則し、運用計画書を策定します。

- ・運用計画書の承認

運用計画書は、運用部長の承認をもって有効とします。

- ・ポートフォリオの構築（投資運用業に限る）

運用マネジャーは、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

- ・取引の執行（投資運用業に限る）

売買の執行は、投資判断を行う担当者（ファンドの主担当）と異なる担当者（同副担当者）によって行われます。

- ・投資助言の実施（投資助言・代理業に限る）

運用マネジャーは、運用計画書に基づいた投資助言を行います。

④運用内容の検証

- ・リスク管理委員会

リスク管理方針の審議及びパフォーマンス報告等は、リスク管理委員会で実施されます。

- ・コンプライアンス部によるモニタリング

運用部における法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況は、コンプライアンス部によって行われます（以下、運用コンプライアンス・モニタリング）。運用コンプライアンス・モニタリングに関する項目は、「運用に関するコンプライアンス管理細則」によります。運用コンプライアンス・モニタリングの結果は、コンプライアンス委員会で報告されます。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

（令和3年3月31日現在）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	38	99,091
単位型株式投資信託	181	605,027
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	42	147,049
合計	261	851,167

【委託会社等の経理状況】

① 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

② 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）の財務諸表については、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当事業年度に係る会計期間（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

【財務諸表等】

① 【貸借対照表】

科目		前事業年度 (令和2年3月31日現在)		当事業年度 (令和3年3月31日現在)	
		注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			374,168		694,448
前払費用			12,979		17,973
未収入金			2,058		1,174
未収委託者報酬			146,121		213,053
未収運用受託報酬			24,598		24,496
立替金			2,121		174
流動資産計			562,047		951,320
固定資産					
有形固定資産					
建物	※1	3,949		2,495	
器具備品	※1	278		167	
無形固定資産					
ソフトウェア		4,300		13,220	
商標権		194		163	
投資その他の資産					
投資有価証券		97		109	
長期前払費用		6,178		2,609	
繰延税金資産		2,941		6,273	
差入保証金		9,040		9,040	
固定資産計			26,981		34,078
資産合計			589,029		985,399

(負債の部)					
流動負債					
未払金			46,700		77,049
未払手数料	32,471			50,571	
その他未払金	14,229			26,478	
未払消費税等			15,925		27,207
未払法人税等			45,193		107,361
未払費用			35,078		34,963
預り金			1,455		1,595
その他			19,949		39,578
流動負債計			164,302		287,757
固定負債					
資産除去債務			1,321		-
固定負債計			1,321		-
負債合計			165,624		287,757
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			150,000		150,000
資本剰余金			150,000		150,000
資本準備金	150,000			150,000	
利益剰余金			123,406		397,635
その他利益剰余金	123,406			397,635	
繰越利益剰余金	123,406			397,635	
株主資本計			423,406		697,635
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△1		6
評価・換算差額等合計			△1		6
純資産合計			423,404		697,641
負債・純資産合計			589,029		985,399

② 【損益計算書】

科目		前事業年度 (自 平成31年4月 1日) (至 令和 2年3月31日)		当事業年度 (自 令和 2年4月 1日) (至 令和 3年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			616,780		913,541
運用受託報酬			82,813		89,835
営業収益計			699,593		1,003,376
営業費用					
支払手数料			118,849		212,582
広告宣伝費			11,407		11,000
委託調査費			97,643		81,785
協会費			2,139		2,540
委託計算費			146,239		170,862
支払報酬			-		2,500
営業費用計			376,279		481,271
一般管理費					
給料			59,524		62,995
役員報酬		25,000		25,850	
給料・手当		33,024		37,145	
賞与		1,500		-	
法定福利費			7,596		8,602
福利厚生費			870		1,456
退職給付費用			2,173		2,489
募集費			2,850		250
業務委託費			17,865		17,606
不動産賃料			8,116		8,116
修繕維持費			2,028		2,056
固定資産減価償却費			2,765		3,451
租税公課			4,994		10,325
什器備品費			498		162
支払報酬			5,165		6,579
諸経費			6,264		5,116
一般管理費計			120,714		129,207
営業利益			202,599		392,897

営業外収益					
受取利息			1		2
為替差益			-		129
雑収入			203		245
営業外収益計			204		377
営業外費用					
為替差損			212		-
その他			-		0
営業外費用計			212		0
経常利益			202,591		393,273
税引前当期純利益			202,591		393,273
法人税、住民税及び事業税			48,733		122,381
法人税等調整額			11,542		△3,335
当期純利益			142,315		274,228

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						株 資 合 計	主 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 資 合 計		
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	△ 18,908	△ 18,908	281,091		
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益				142,315	142,315	142,315		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	142,315	142,315	142,315		
当 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	123,406	123,406	423,406		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	0	0	281,092
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			142,315
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△ 2	△ 2	△ 2
当 期 変 動 額 合 計	△ 2	△ 2	142,312
当 期 末 残 高	△ 1	△ 1	423,404

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						株 資 合 計	主 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 資 合 計		
		資 準 備	資 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金			
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	123,406	123,406	423,406		
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益				274,228	274,228	274,228		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	274,228	274,228	274,228		
当 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 1	△ 1	423,404
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			274,228
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	8	8	8
当 期 変 動 額 合 計	8	8	274,236
当 期 末 残 高	6	6	697,641

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。（ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法によっております。）

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 5年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により算出した金額及び個別に見積りした金額を計上しております。

なお、当事業年度末における貸倒引当金の計上はございません。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

なお、当事業年度末における賞与引当金の計上はございません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 6,273千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金

資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、

財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和2年3月31日現在)		当事業年度 (令和3年3月31日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額		※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	380千円	建物	515千円
器具備品	521千円	器具備品	632千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)					当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,000	—	—	6,000	普通株式	6,000	—	—	6,000
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。					4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(金融商品関係)

前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当事業年度 (令和3年3月31日現在)																																																																
<p style="text-align: center;">1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金遅延等があった場合には速やかに社内関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。</p> <p>当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。</p> <p style="text-align: center;">2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照 表計上額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">時価 (千円)</th> <th style="text-align: center;">差額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金・預金</td> <td style="text-align: center;">374,168</td> <td style="text-align: center;">374,168</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未収委託者報酬</td> <td style="text-align: center;">146,121</td> <td style="text-align: center;">146,121</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(3) 未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: center;">24,598</td> <td style="text-align: center;">24,598</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td style="text-align: center;">544,888</td> <td style="text-align: center;">544,888</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(1) 未払手数料</td> <td style="text-align: center;">32,471</td> <td style="text-align: center;">32,471</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(2) その他未払金</td> <td style="text-align: center;">14,229</td> <td style="text-align: center;">14,229</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td style="text-align: center;">46,700</td> <td style="text-align: center;">46,700</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産 (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、 (3) 未収運用受託報酬</p>		貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金・預金	374,168	374,168	—	(2) 未収委託者報酬	146,121	146,121	—	(3) 未収運用受託報酬	24,598	24,598	—	資産計	544,888	544,888	—	(1) 未払手数料	32,471	32,471	—	(2) その他未払金	14,229	14,229	—	負債計	46,700	46,700	—	<p style="text-align: center;">1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金遅延等があった場合には速やかに社内関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。</p> <p>当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。</p> <p style="text-align: center;">2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照 表計上額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">時価 (千円)</th> <th style="text-align: center;">差額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金・預金</td> <td style="text-align: center;">694,448</td> <td style="text-align: center;">694,448</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未収委託者報酬</td> <td style="text-align: center;">213,053</td> <td style="text-align: center;">213,053</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(3) 未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: center;">24,496</td> <td style="text-align: center;">24,496</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td style="text-align: center;">931,998</td> <td style="text-align: center;">931,998</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(1) 未払手数料</td> <td style="text-align: center;">50,571</td> <td style="text-align: center;">50,571</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(2) その他未払金</td> <td style="text-align: center;">26,478</td> <td style="text-align: center;">26,478</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td style="text-align: center;">77,049</td> <td style="text-align: center;">77,049</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産 (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、 (3) 未収運用受託報酬</p>		貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金・預金	694,448	694,448	—	(2) 未収委託者報酬	213,053	213,053	—	(3) 未収運用受託報酬	24,496	24,496	—	資産計	931,998	931,998	—	(1) 未払手数料	50,571	50,571	—	(2) その他未払金	26,478	26,478	—	負債計	77,049	77,049	—
	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																																														
(1) 現金・預金	374,168	374,168	—																																																														
(2) 未収委託者報酬	146,121	146,121	—																																																														
(3) 未収運用受託報酬	24,598	24,598	—																																																														
資産計	544,888	544,888	—																																																														
(1) 未払手数料	32,471	32,471	—																																																														
(2) その他未払金	14,229	14,229	—																																																														
負債計	46,700	46,700	—																																																														
	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																																														
(1) 現金・預金	694,448	694,448	—																																																														
(2) 未収委託者報酬	213,053	213,053	—																																																														
(3) 未収運用受託報酬	24,496	24,496	—																																																														
資産計	931,998	931,998	—																																																														
(1) 未払手数料	50,571	50,571	—																																																														
(2) その他未払金	26,478	26,478	—																																																														
負債計	77,049	77,049	—																																																														

<p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>負債</p> <p>(1) 未払手数料、(2) その他未払金</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内 (千円)</th> <th>1年超 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金・預金</td> <td>374,168</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未収委託者報酬</td> <td>146,121</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) 未収運用受託報酬</td> <td>24,598</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>544,888</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内 (千円)	1年超 (千円)	(1) 現金・預金	374,168	—	(2) 未収委託者報酬	146,121	—	(3) 未収運用受託報酬	24,598	—	資産計	544,888	—	<p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>負債</p> <p>(1) 未払手数料、(2) その他未払金</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内 (千円)</th> <th>1年超 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金・預金</td> <td>694,448</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未収委託者報酬</td> <td>213,053</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) 未収運用受託報酬</td> <td>24,496</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>931,998</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内 (千円)	1年超 (千円)	(1) 現金・預金	694,448	—	(2) 未収委託者報酬	213,053	—	(3) 未収運用受託報酬	24,496	—	資産計	931,998	—
	1年以内 (千円)	1年超 (千円)																													
(1) 現金・預金	374,168	—																													
(2) 未収委託者報酬	146,121	—																													
(3) 未収運用受託報酬	24,598	—																													
資産計	544,888	—																													
	1年以内 (千円)	1年超 (千円)																													
(1) 現金・預金	694,448	—																													
(2) 未収委託者報酬	213,053	—																													
(3) 未収運用受託報酬	24,496	—																													
資産計	931,998	—																													

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付金制度の概要</p> <p>当社は、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は2,173千円であります。</p>	<p>1. 採用している退職給付金制度の概要</p> <p>当社は、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は2,489千円であります。</p>

(税効果会計関係)

前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当事業年度 (令和3年3月31日現在)																																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2,448千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">865千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,313千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">資産除去債務に対応する費用</td> <td style="text-align: right;">△372千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△372千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産(負債)の純額</td> <td style="text-align: right;">2,941千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産	-	繰越欠損金	-	未払事業税	2,448千円	その他	865千円	繰延税金資産合計	3,313千円	繰延税金負債		資産除去債務に対応する費用	△372千円	繰延税金負債合計	△372千円	繰延税金資産(負債)の純額	2,941千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">6,219千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">57千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,276千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">資産除去債務に対応する費用</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△3千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△3千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産(負債)の純額</td> <td style="text-align: right;">6,273千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産	-	繰越欠損金	-	未払事業税	6,219千円	その他	57千円	繰延税金資産合計	6,276千円	繰延税金負債		資産除去債務に対応する費用	-	その他有価証券評価差額金	△3千円	繰延税金負債合計	△3千円	繰延税金資産(負債)の純額	6,273千円
繰延税金資産	-																																						
繰越欠損金	-																																						
未払事業税	2,448千円																																						
その他	865千円																																						
繰延税金資産合計	3,313千円																																						
繰延税金負債																																							
資産除去債務に対応する費用	△372千円																																						
繰延税金負債合計	△372千円																																						
繰延税金資産(負債)の純額	2,941千円																																						
繰延税金資産	-																																						
繰越欠損金	-																																						
未払事業税	6,219千円																																						
その他	57千円																																						
繰延税金資産合計	6,276千円																																						
繰延税金負債																																							
資産除去債務に対応する費用	-																																						
その他有価証券評価差額金	△3千円																																						
繰延税金負債合計	△3千円																																						
繰延税金資産(負債)の純額	6,273千円																																						

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
<p>1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>①サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>②地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	<p>1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>①サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>②地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	92,018	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 90.0%	役員の兼務 本社建物の賃借 出向等	人件費等の立替	60,866	その他未払金	4,294
							—	—	差入保証金	9,040

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	SBI生命株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	—	投資一任契約	運用受託報酬 (注2)	20,171	未収運用受託報酬	5,679
	SBI損害保険株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業	—	投資一任契約 投資助言契約	運用受託報酬 (注2)	7,596	未収運用受託報酬	4,385

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

モーニングスター株式会社(東京証券取引所ジャスダック市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	98,711	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 90.0%	役員の兼務 本社建物の賃借 出向等	人件費等の立替 (注2)	67,546	その他未払金	4,662
							保証金の差入 (注2)	—	差入保証金	9,040

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	SBI生命株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	—	投資一任契約	運用受託報酬 (注2)	20,231	未収運用受託報酬	5,915
	SBI損害保険株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業	—	投資一任契約 投資助言契約	運用受託報酬 (注2)	3,686	未収運用受託報酬	523

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
2. 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
1株当たり純資産額	70,567円48銭	1株当たり純資産額	116,273円65銭
1株当たり純利益金額	23,719円21銭	1株当たり純利益金額	45,704円75銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	142,315千円	当期純利益	274,228千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株主に係る当期純利益	142,315千円	普通株主に係る当期純利益	274,228千円
期中平均株式数	6,000株	期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 令和3年 6月 30日
作成基準日 令和3年 6月 8日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
お問い合わせ先 業務管理部

独立監査人の監査報告書

令和3年6月8日

SBIボンド・インベストメント・マネ
ジメンツ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIボンド・インベストメント・マネジメンツ株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIボンド・インベストメント・マネジメンツ株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上